

第2章 平常時の備え

第1節 組織及び体制の整備

1 組織の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平常時の各部局及び対策本部等における業務分担、職員の配置、職員間の伝達系統等をあらかじめ規定しその組織の整備を図る。

2 防災体制と併せた体制の整備

市は、宿日直体制及び消防局の24時間即応可能な体制を活用しつつ、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる体制の整備に努める。

また、防災に関する体制と併せて、県や関係機関と的確かつ迅速に警報や避難の指示の受信、伝達など連絡のできる体制を確立する。

3 対策本部の機能の確保

市は、対策本部が設置された場合、その機能が発揮できるよう、平常時から、交代要員の確保やその他職員の適切な配置、食糧・飲料水・燃料などの備蓄、自家発電設備の確保などに努める。

第2節 訓練

1 訓練の実施

(1) 実施主体

市長は、消防団及び自治会等の地域コミュニティと連携し、国、県、隣接の市町及び関係機関の協力を得て、それぞれ又は共同して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 防災訓練の活用

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練を有機的に連携し積極的に活用する。

(3) 住民等の参加

市は、自治会等の地域コミュニティと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

また、「要配慮者」についての情報伝達、避難誘導の方法等を訓練の内容に含めるとともに、「要配慮者」の訓練への参加を促進するよう努める。

2 訓練の種別

(1) 実動訓練

市は、関係機関と連携して、それぞれ又は共同して、次の訓練を実施する。

なお、担当職員の資質の向上や国民保護計画の実効性を確保するため、県及び国と連携して、又は共同して訓練を行う場合もある。

ア 通信連絡訓練	武力攻撃災害時における通信情報連絡を的確かつ迅速に実施できるよう、連絡体制の整備を図るとともに、通信用機材の操作等について習熟度を向上させるための訓練を実施する。
----------	---

イ 非常通信連絡訓練	武力攻撃事態等において、有線通信系統が不通となり、又は利用することが著しく困難になった場合に備え、無線通信系統の円滑な利用を図り、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局による県、市及び各防災関係機関との通信を確保するための訓練を実施する。
ウ 情報連絡訓練	国民の保護に関する情報、指示、命令及び報告を円滑に実施できるよう、連絡体制の強化を図るための訓練を実施する。
エ 非常招集(参集)訓練	応急活動を実施するために必要な職員の招集又は参集が迅速かつ確実に実施できるよう、非常招集(参集)訓練を実施する。
オ 救援訓練	<p>迅速かつ的確な救援を実施するため、おおむね次の事項について訓練を実施する。</p> <p>(ア) 避難施設等の開設</p> <p>(イ) 炊き出し及び給水</p> <p>(ウ) 物資輸送</p> <p>(エ) 医療助産</p> <p>(オ) 救出</p>
カ 市内における避難のための訓練	<p>県、他市町および関係機関と連携してまたは共同して、「武力攻撃事態等」において、迅速に住民が避難できるよう、地域、学校、病院、社会教育施設、事業所、交通機関等、人口密集地を含む様々な場所において、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、あらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。</p> <p>また、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど、実践的なものとするよう努める。</p>
キ 広域的な避難のための訓練	大規模な武力攻撃事態等において、市域を越えた避難誘導及び避難住民の受け入れを円滑に実施するための避難訓練を実施する。

(2) 図上訓練

市は、県及び関係機関と連携又は共同して、武力攻撃事態等における対応手順習熟のため、具体的な事態を想定した図上訓練を行う。

3 訓練に関する普及啓発

市は、住民に対し「市政広報ふくい」など多様な媒体を通じて、訓練に関する普及啓発を行い、住民の訓練への参加意識の高揚を図る。

第3節 備蓄

1 防災資機材等の整備

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材の備蓄については、福井市地域防災計画に定める災害備蓄計画に併せ、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資及び資機材について備蓄し又は調達体制を整備する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の整備

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。

また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、市は、国及び県の整備状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

3 県等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資機材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資機材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

第4節 医療救護体制の整備

1 医療救護体制の整備

市は、武力攻撃災害時に迅速に医療活動が実施されるよう、次のとおり、県の医療救護活動を支援する体制を整備する。

(1) 応急救護の普及啓発

県の救護班の活動を支援するため、自治会等の地域コミュニティによる軽傷者等の応急救護の普及啓発に努める。

(2) 医薬品等の確保

保健センター等を中心に医薬品等の確保に努め、県が設置する救護所の活動を支援する。

(3) (一社)福井市医師会との連携強化

(一社)福井市医師会との連携強化に努め、県の医療救護活動を支援する体制を整備する。

2 特殊な装備等の整備

市は、NBC攻撃による災害が発生した場合には、特殊な装備で現場に臨む必要があることから、防護服等資機材の整備を進める。

第5節 要配慮者支援体制

1 組織体制の整備

市は、円滑に要配慮者を支援できる体制を整備するため、県及び関係機関等と連携し、要配慮者の情報を共有し、武力攻撃事態等における避難誘導に備える。

ただし、個人情報の取り扱いについては、福井市個人情報保護条例（平成14年福井市条例第25号）に基づくものとする。

2 支援体制の整備

(1) 実情の把握

市は、要配慮者の避難、救援等を適切に行うため、次の関係機関・団体等の協力を得ながら、要配慮者の実情の把握に努める。

- ア 自治会、自主防災組織等の地域コミュニティ
- イ 民生委員、児童委員、福祉委員
- ウ 社会福祉協議会、地域包括支援センター
- エ 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所など

(2) 避難支援プランの活用

市及び関係機関は、福井市地域防災計画に定める避難行動要支援者にあっては避難支援プランを活用するものとし、その他の要配慮者についても避難支援プランに準じた避難支援体制の整備に努める。

なお、要配慮者に関する情報は、個人情報の保護に配慮した上で、県及び各関係機関と共有に努める。

(3) 自治会等の協力による支援体制の整備

要配慮者の支援は自助・共助を基本とし、自治会等の地域コミュニティ、民生委員・児童委員などへ協力を要請するなど要配慮者及び避難支援者が、地域ぐるみで支援を得られるよう支援体制の整備に努める。

(4) 社会福祉施設等の要請

市は、社会福祉施設等の管理者に対して、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るよう要請する。

- ア 災害時の迅速、的確な対応のため、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制などを明確にした施設内の計画を作成する等、組織体制を整備する。
- イ 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び避難所を周知し、基本的な行動がとれるよう研修や訓練等を実施する。
- ウ 市、県、施設相互間、自治会等の地域コミュニティとの連携による応援協力体制の整備に努

める。

(5) 介護体制の整備

市は、地域包括支援センター及び福祉サービスセンター等と連携し、災害時における介護体制の整備に努める。

(6) ボランティアによる支援体制の整備

市は、社会福祉協議会と連携し、ボランティアによる要配慮者を支援する体制の整備に努める。

3 避難路等の整備

市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難施設等、大きな字で見やすい標識、外国語表記などの整備に努める。

4 緊急伝達手段の整備

(1) 緊急伝達手段の整備

市は、要配慮者に対し、災害時において緊急に連絡ができ、安全の確保が図られるよう、音声情報（防災同報無線の屋外サイレン、広報車など）及び文字情報（福井ケーブルテレビL文字情報、災害情報メール配信など）を併用した緊急伝達手段を整備する。

(2) 緊急伝達手段の周知

市は、緊急伝達手段について、要配慮者及び避難支援者に、あらかじめ周知するよう努める。

5 武力攻撃災害に関する知識の普及

市は、県と協力して、パンフレット、ビデオ等により、要配慮者に対して実情に配慮した武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行う。

また、外国人に対しては、外国語版の作成などについて配慮する。

6 国民保護訓練における配慮事項

市は、国民保護訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、要配慮者の訓練への参加を促進するよう努める。

第2章 平常時の備え

7 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する武力攻撃災害に関する対策を講じるに当たっては、県と連携し、次の事項について配慮する。

- (1) 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- (4) 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食品を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- (5) 障がいの状況等に応じた介助用品又は補装具の確保又は提供
- (6) 避難施設への必要な資機材の設置又は配布
- (7) 避難施設への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- (8) 特に援護の必要な高齢者及び心身障がい者、妊産婦などのための要配慮者用避難施設（福祉避難施設）の二次的な開設

8 児童及び生徒の避難時の配慮

学校の管理者等は、児童及び生徒を当該学校以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後状況に応じて保護者への連絡及び引渡しを行うこととし、あらかじめ対策を講じるよう努める。

第6節 地域の防災・防犯組織及び自治会等の地域コミュニティ

1 消防団の教育、訓練

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

2 防犯隊・沿岸警備協力隊への協力要請

市は、国民保護措置を実施するに当たり、地域に密着した防犯組織である「福井市防犯隊」及び「福井市沿岸警備協力隊」に住民の避難誘導、地域の防犯活動等、又は沿岸部における不審船舶・不審者の発見通報、操業中の漁船等及び観光客等への情報提供などの協力を要請することから、国民保護措置についての研修及び訓練の参加について要請する。

3 自治会等の地域コミュニティの育成

(1) 自治会等の地域コミュニティの育成

市は、自治会等の地域コミュニティの育成を図り、活動資機材、設備の整備、リーダーの養成、訓練などの実施に努める。

(2) 自治会等の地域コミュニティの活動内容

平常時及び武力攻撃災害の発生時において、自治会等の地域コミュニティが行う活動内容は、おおむね次のとおりとする。なお、武力攻撃災害の発生時においては、安全が確保される場所及び時期においての活動を基本とする。

ア 平常時の活動

- (ア) 地域住民への国民保護関連情報が正確かつ迅速に伝えられるような緊急連絡網の整備
- (イ) 国民保護意識の普及
- (ウ) 避難誘導、救出救護等の訓練の実施
- (エ) 火気使用設備器具等の点検を指導する。
- (オ) 防災用資機材等の整備及び点検を実施
- (カ) 地域住民に対して非常食、救急医薬品等を備蓄することについての指導
- (キ) 住民参加の下で地域ぐるみの安全点検の実施

イ 武力攻撃災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況その他必要な情報の収集及び通報
- (イ) 防災関係機関からの災害に関する情報の地域住民への伝達
- (ウ) 被災者の救出救護
- (エ) 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
- (オ) 出火した場合は、協力して初期消火

第2章 平常時の備え

- (カ) 要配慮者に十分配慮した地域住民の避難誘導
- (キ) その他、防災関係機関の行う応急対策活動への協力

4 自治会等の地域コミュニティに対する措置

市は、武力攻撃災害の発生時に自治会等の地域コミュニティの活動が的確に行われるよう、災害情報の伝達、協力要請、活動指導などについてあらかじめ必要な措置を講じる。

(1) 情報の伝達

県及び防災関係機関と情報を共有し、正確かつ迅速に伝えられるシステムを確立する。

(2) 協力要請

県及び防災関係機関へ、自治会等の地域コミュニティが行う平常時の活動に対しての協力を要請する。

(3) 指導

ア 有識者や専門家による研修・訓練を実施する。

イ 自治会等の地域コミュニティが実施する訓練に対し助言する。

(4) 資機材の貸与等

必要に応じて活動資機材の貸与を行う。

5 地域の防災・防犯組織及び自治会等の地域コミュニティと防災関係機関との連携

市は、県と連携し、地域の防災・防犯組織及び自治会等の地域コミュニティや防災関係機関との連携を強め、一体的に活動が実施できるよう、体制づくりを進める。

第7節 ボランティア活動への支援

1 ボランティアの活動内容

「武力攻撃」が終了した段階での救援活動や復旧時において想定されるボランティア活動は、おおむね次のとおりである。

なお、その活動は、安全を確保した上で、自発的意思によるものであることに十分配慮する。

(1) 一般的な活動

- ア 安全が確保された避難施設における救援物資等の搬送及び整理
- イ 避難住民等の生活援助
- ウ 炊き出し等の食事サービス
- エ 要配慮者への支援活動
- オ 被災地の武力攻撃終了後における被災住宅の後片付け
- カ その他

(2) 専門的な活動

- ア 外国語通訳
- イ 点字、朗読、手話通訳及び要約筆記
- ウ 介護
- エ 通信
- オ ボランティアのコーディネート
- カ その他

2 ボランティア活動体制の整備等

(1) ボランティアの活動体制の整備

市は、県及び福井市災害ボランティアセンター連絡会と連携し、武力攻撃災害発生時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、平常時からその受け入れ体制の整備に努める。

福井市災害ボランティアセンター連絡会

災害ボランティア活動の推進と円滑化を目的に設置された、市及び災害ボランティア関係団体からなる平常時の連絡組織。

(2) ボランティアの養成等に対する協力

市は、ボランティア活動に必要な知識、技能等について、県が実施する研修会の開催やコーディネーター、リーダー等の養成に積極的に協力するとともに、これらの知識技能を有する職員の育成及び配置に努める。

第2章 平常時の備え

(3) ボランティアに関係する団体との協働連携

市は、平常時より日本赤十字社福井県支部及び福井市災害ボランティアセンター連絡会と連携を図り、協働による組織体制を整備する。

第8節 国民保護に関する知識の普及等

1 住民、事業者等に対する知識の普及

市は、警報の伝達、避難、救援等に関する教材又は手引書を作成し、配布するほか、住民に対する広報などを通じて、国民保護措置の重要性や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平常時から啓発および周知に努める。

(1) 普及の方法

- ア 福井市における広報媒体（広報誌やホームページ等）の活用
- イ 講習会、研修会等の開催
- ウ 報道機関を通じた広報
- エ 訓練の実施
- オ パンフレット等の配布
- カ 地域での取り組みの推進

(2) 普及の内容

- ア 国民保護に関する一般知識及び概要
- イ 福井市国民保護計画の内容
- ウ 国民保護法及び関係法の趣旨
- エ 弾道ミサイル発射時の情報伝達および落下時の行動に関する知識
- オ 平常時の心得（非常時持出品の準備など）
- カ 3日分相当の水、食糧等の備蓄
- キ 武力攻撃災害発生時の心得
- ク その他必要な事項

2 危機管理業務に従事する職員の教育・育成

市は、危機管理業務に従事する職員に対し、国民保護措置に関する専門知識・技能の習得が図られるよう、次により教育・育成を図る。

- ア 教育機関が行う危機管理研修等への派遣
- イ 自衛隊などの関係機関への研修派遣
- ウ 他市町村等が行う国民保護訓練等への参加派遣

第2章 平常時の備え

3 職員に対する研修

市は、武力攻撃災害等における適正な判断力を養い、各機関における国民保護措置の円滑な実施を期するため、次により研修の徹底を図る。

(1) 研修の方法

- ア 講習会、講演会等の開催
- イ 国民保護措置の手引書等の配布
- ウ 訓練による実践的研修

(2) 研修の内容

- ア 本計画及びこれに伴う各機関の体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 武力攻撃事態等についての知識及び各種被害の特性
- エ 関係法令の運用
- オ その他必要な事項

4 教職員に対する研修及び児童・生徒に対する教育

市は、県と連携し、教職員に対し国民保護に関する知識の普及を図るとともに武力攻撃事態等の対処法について研修を実施する。

また、児童・生徒に対し、国民保護や武力攻撃事態等における避難などに関する教育の推進に努める。

5 ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者等に対する知識の普及

市は、ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者に対して、武力攻撃災害の発生時における、その管理する施設の安全確保や住民の危害防止のための措置についての知識の普及を図る。

第9節 避難誘導体制の整備等

1 避難誘導体制の整備

市は、県と連携し、常日頃から関係機関との調整を図り、次のとおり避難誘導体制を整備する。

(1) 避難マニュアルの作成

県の「避難マニュアル」等を参考に、複数の「避難実施要領」を含む市の「避難マニュアル」をあらかじめ作成するとともに地区、自治会単位での各種訓練等を推進する。

(2) 要配慮者を擁する施設における措置

社会福祉施設、病院など自ら避難することが困難な要配慮者を擁する施設においては、施設管理者との調整を図りながら車両等による輸送計画の作成に努める。

(3) 教育施設等における措置

保育園、幼稚園、小・中学校などの児童生徒については、職員の引率、保護者への連絡及び引渡しを迅速に行うための計画の作成に努める。

(4) 大規模集客施設等における措置

大規模集客施設、宿泊施設など不特定多数の者が利用する施設の管理者に対して、火災や地震の対応に準じて警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うための措置の実施に努めるよう要請する。

(5) 一般旅客運送事業者に対する措置

鉄道、バス等を運行する一般旅客運送事業者に対して、的確かつ迅速な状況判断により、安全を確保した上で、災害や事故への対応に準じた適切な旅客誘導を図るための措置の実施に努めるよう要請する。

(6) 避難標識等の整備

安全な避難を期するため、避難標識や案内板を計画的に整備するよう努める。

2 住民の周知のための緊急伝達手段の整備

市は「避難実施要領」の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達する場合に備え、緊急伝達手段（全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、広報車等）を整備するなど、住民等に周知徹底できる体制の確立を図る。

第2章 平常時の備え

3 避難のため必要となる情報の収集

市は、避難実施要領の作成に備え、町丁目など福井市があらかじめ定めた避難の単位となる区域（以下「避難地区」という。）に関する次に掲げる情報を収集し、適宜更新を行うことで、最新の情報となるよう努める。

- (1) 避難地区ごとの避難施設等の位置
- (2) 避難地区ごとの人口と世帯数
- (3) 避難地区ごとの要配慮者の人数、居住場所、避難誘導の責任者及び避難誘導時に必要とする支援の内容
- (4) 避難地区ごとの避難施設の所在地、収容人数、構造、駐車場の有無及び収容台数、トイレ・給食設備その他避難時に必要となる設備の有無等
- (5) 市所有の車両の台数及びそれぞれの定員
- (6) 市所有の車両のうち車椅子の収容可能な車両台数及びその車両に収容可能な車椅子の数
- (7) 避難の際に、要配慮者の避難に使用できる自家用車の台数、それぞれの定員、所有者、運転者及び輸送対象者等
- (8) 事業所単位での避難を検討すべき大規模な事業所及びその従業員数
- (9) その他必要な事項

第10節 避難施設の指定及び整備

1 避難施設の選定及び報告

(1) 市長は、次の基準を満たす施設を選定し、知事に報告する。なお、避難施設は、地域防災計画に定める指定避難所を準用する。

ア 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場その他の公益的施設であること。

イ 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。

ウ 速やかに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。

エ 火災、水害その他の災害による影響が比較的少ない場所にあること。

オ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

(2) 避難施設の選定に当たっては、要配慮者への配慮や弾道ミサイル及びNBC攻撃を想定して、次の事項を満たす施設を優先する。

ア 要配慮者に対応できる設備があること。

イ コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設であること。

ウ 周辺に駐車場が確保できること。

2 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

3 避難施設の指定及び通知

市長から選定の報告を受けた知事は、国民保護法第148条の規定に基づき、施設管理者の同意を得て避難施設として指定する。

4 変更等の届出

避難施設の指定を受けた施設の管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により当該施設の避難住民等の受け入れ若しくは救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えるときは、市長を経由して知事に届けるものとする。

5 避難施設の整備

市は、新たに避難施設として利用できる避難施設を整備するにあたり、本節1-(1)及び1-(2)の基準を満たすように努める。

第2章 平常時の備え

6 住民への周知等

市長は、避難時にどの住民がどの避難施設を利用するかについて調整し、あらかじめ住民に周知しておくよう努める。

第11節 特殊標章等に関する平常時の備え

1 国民保護措置に係る職務を行う職員等の識別

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（以下「追加議定書」という。）第66条には、「自国の文民保護組織並びにその要員、建物及び物品が専ら文民保護の任務の遂行に充てられている間、これらのものが識別されることのできることを確保するよう努める」旨が規定されており、また、「文民保護の国際的な特殊標章及び身分証明書による識別」について定めている。

平成16年9月3日条約第12号で追加議定書を批准した日本国は、国民保護法第158条にて、国民の保護のための措置に係る職務を行う者等に対する特殊標章又は身分証明書の交付、使用について規定している。

よって市は、国民保護措置に係る職務を行う職員等の識別に係る手続き等について定め、準備するものとする。

2 交付要綱の作成

市長、消防長（福井市消防局長）及び水防管理者（市長）は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、それぞれ特殊標章及び身分証明書を交付するための、又は使用させるための具体的な交付要綱を作成する。

3 特殊標章等の準備

市は、交付し又は使用させる特殊標章及び身分証明書を次のとおりあらかじめ準備しておくものとする。

(1) 身分証明書

	身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

（表面）

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____		
血液型/Blood type _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp _____		所持者の署名/Signature of holder _____

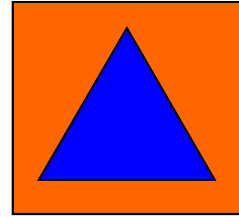
（裏面）

第2章 平常時の備え

(2) 特殊標章

ア 特殊標章の正式

- (ア) オレンジ色地に青の三角形とする。
- (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色の縁に接していないこと



【オレンジ色地に青色の三角形】

イ 準備すべき表示物

- (ア) 腕章
- (イ) 車両表示用マグネットステッカー
- (ウ) 建物表示用旗
- (エ) ステッカー（シール形式）

4 赤十字標章等の使用に関する許可申請

市は、保健センター等に属する医療に係る業務を行う職員、場所等の識別のため、あらかじめ知事に対し、赤十字標章等の使用に関する申請をし、許可を受ける。

5 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及び関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。